

Title	額面株式と無額面株式の相互転換
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部法律学関係 (1983. 10) ,p.125- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 額面株式と無額面株式の相互転換

阪 埜 光 男

- 一 はしがき
- 二 株主の請求による転換
- 三 会社の決定による転換
- 四 相互転換の制約
- 五 相互転換と株券交換の要否
- 六 むすび

### 一 は し が き

株式会社は、額面株式もしくは無額面株式またはその双方を発行することができるが（商一九九）、額面株式と無額面株式とは、いずれも会社に対する割合的地位として等価値であり、株主の権利の内容（および行使方法）にはならぬの差異もないから、両者の間で相互に転換を認めても、転換により株主の利害にならぬの影響はなく、したがって、額面株式と無額面株式との間の転換の必要を生じたときにこれを認めることについて格別の支障はない。そこで、既に、昭和四一年改正法（昭和五六年改正前の商法二二三条）は株主の請求による個別転換を認めていたが、さ

らに今回の改正法（昭和五六年改正法二二三条）は会社の決定による一斉転換をも認めるに至った。このような改正は、主として株式分割の容易化等の実務上の要求によるものであるが、額面株式と無額面株式の一層の同質性を図った改正法の基本的立場をより明確にしたものともいえる。

そこで、本稿では、従来、額面株式と無額面株式の相互転換について議論されていた若干の解釈問題に対して、今回の改正がどのような影響を及ぼすかという点を中心にして、検討を加えることにする。

## 二 株主の請求による転換

昭和二五年の商法改正により、アメリカの制度にならない無額面株式が採用されたときは、額面株式と無額面株式の相互転換に関する規定は設けられず、当時は、このような相互転換は認められないと一般に解されていた。<sup>(1)</sup> 額面株式と無額面株式の区別は株式の種類ではないから相互転換は認められず、<sup>(2)</sup> またそれを認める必要もないと解されていたからである。<sup>(3)</sup>

ところが、その後、昭和四一年の改正により、商法は額面株式と無額面株式の相互転換を株主が請求できることを認めるとともに、転換が認められるための条件を規定した（商旧二一三I・II）。これを認めた主な理由は、額面株式と無額面株式の双方を有する株主が、双方の株券を会社に提出し、いずれか一方の株券への併合を求めうるようにすることにあったと説かれているが、<sup>(4)</sup> 株券併合の必要性は実務上それほど大きくはなく、むしろ、資本調達の便宜のため無額面株式制度が採用されながら、実際にはほとんど利用されず、無額面株式の発行が会社の不況を示すものとうけとられるおそれがあるような情況に対し、額面株式と無額面株式の転換を認めることによって、両者の同一性を一般に認識させ、無額面株式に対する偏見を失わせて、その発行についての心理的障害を除去する効果が

期待されたようである。<sup>(5)</sup>しかし、会社の決定による額面・無額面株式の一斉転換を認めるのであればともかく、株主の請求による個別転換を認めるだけでは、右のような効果は期待できないし、また、額面・無額面株式間の転換を必要とする理由としては、株式構成の単純化や株式分割の容易化なども考えられるが、これらも会社の決定による一斉転換を認めるのでなければあまり意味はない。昭和四一年の改正については、実業界の要望は会社の決定による一斉転換を認めることであつたのを、そこまでいく必要はないとして株主の請求による個別転換を認めることにどめたとも説明されている。<sup>(6)</sup>

このように株主の請求による個別転換はあまり意味がないとして、昭和五六年改正商法の立法過程の当初、改正<sup>(7)</sup>試案は株主の請求による個別転換は廃止することを定めていた。<sup>(8)</sup>しかし改正法の条文作成の段階で、単位株制度採用との関連において、単位未満の額面株式と単位未満の無額面株式を有する株主が、これらをまとめて単位株にするために転換を求めている場合において、取締役会が決議を怠ってこれに応じないような場合に実効性を有するとの配慮から、株主の請求による個別転換の制度は廃止しないことが決定され、結局、昭和五六年改正商法のもとにおいてもこの制度はそのまま維持されている。

このような経緯で、昭和五六年改正商法は株主の請求による個別転換を商法二二三条第二項に定めているが、その要件はつぎのとおりである。第一に、会社が額面株式と無額面株式の双方を発行していることを要する。その一方だけを発行している場合には、株主の転換請求を認める必要がないし、これを認めると、会社の事務がいたずらに煩雑となるからである。会社が双方を発行しているの意味は現在において双方を発行しているということであり、したがって会社がいったん双方を発行したときでも、会社による株式の消却等により、あるいは、株主の転換請求の結果、会社の発行している株式が現在いずれか一方だけになったような場合には転換の請求はできない。<sup>(9)</sup>し

かし、現に双方を発行している以上、定款に別段の定めがない限り、株主が額面株式と無額面株式の双方を有することは要しないから、その一方のみを有する株主が持株の転換を請求することは差支えない。<sup>(11)</sup> 株式の額面・無額面の別は、昭和四一年改正法で登記事項から削除されたので、株主は発行会社または名義書換代理人に問合わせて、会社が額面株式と無額面株式の双方を発行しているかどうかを知るほかない。<sup>(12)</sup> この点について、株主による転換請求は前述のごとく額面株式と無額面株式の双方を有する株主が双方の株券を併合する便宜のために認められたのであるから、当該株主にとって双方が発行されているか否かは明らかであり、したがって、登記等による特別の公示方法が定められていなくても不都合はないとの見解がある。<sup>(13)</sup> しかし、転換を請求する株主が双方の株式を有することは転換請求の要件ではなく、一方の株式だけを有する株主も、会社が双方を発行している限り、転換請求ができるのであるから、立法論としては、発行済額面株式の数や発行済無額面株式の数を登記事項にすることは困難であるとしても、会社が双方の株式を発行していることだけは登記事項とし、この点だけの公示方法を設けるとが株主の利益保護の見地から必要ではないかと考える。<sup>(14)</sup> 要件の第二は、定款に別段の定めがないことである。会社が株主の請求による転換を認めたくない場合に、定款に別段の定めを置くことにより、これを可能にしたのは、会社の事務の煩雑化を避けたいという意思を尊重することが適当と考えたからである。会社が定款で別段の定めをすることは自由であって、株主の転換請求を全面的に排除する旨、いずれか一方への転換だけを認める旨、額面株式と無額面株式の双方を有する株主だけが（または、株券の併合を必要とする場合に限り）転換を請求できる旨、株主名簿の閉鎖期間中は転換を請求できない旨など種々の制約を定めることができる。<sup>(15)</sup> 以上のほか、無額面株式から額面株式への転換を請求するためには、資本の額が額面株式の額面に発行済株式の総数を乗じた額以上であることを要する点も（商二二三Ⅲ）、要件の一つに数えることができるが、この要件は、後述の会社の決定による転換につい

でも要求されているので、後の「相互転換の制約」の項で一括して述べることにする。

- (1) 鈴木Ⅱ石井・改正株式会社法解説七五頁、大隅Ⅱ大森・逐条改正会社法解説一六〇頁以下。
- (2) このほか、記名株式と無記名株式の転換の場合のように転換を認める明文の規定がないこと、資本構成等転換後の取扱いが不明であることなどが、額面・無額面株式の相互転換を否認する理由として挙げられていたということであるが、これらの点については、松岡(誠)・注釈会社法(3)二四三頁参照。
- (3) 北沢「会社の決定による額面・無額面株式の一斉転換」株式会社法研究一三八頁。
- (4) 松岡(誠)・前掲二四三頁。
- (5) 鈴木ほか・改正会社法実務の研究六七頁以下(上田発言)。
- (6) 鈴木ほか・前掲書六九頁(上田発言)。
- (7) 株式制度に関する改正試案(昭和五年五月一六日)第一の五。
- (8) 北沢・会社法一四〇頁。
- (9) 稲葉「商法等の一部を改正する法律の概要(上)」商事法務九〇七号一七頁、元木・改正商法逐条解説五八一―九頁。
- (10) 田中(誠)・再全訂会社法詳論上二五九頁。
- (11) 北沢・前掲書一三七頁、松岡(誠)・前掲二四四頁。
- (12) 従来は額面株式と無額面株式との別は登記事項であったが(昭和四一改正前商一八八Ⅱ五)、昭和四一年改正法により登記事項でなくなった(商一八八Ⅱ五)。商法二二三条に基づく転換がなされるたびに変更登記をしなければならないのでは、事務手続が煩雑となるし、額面株式と無額面株式とはその株主の権利内容になんらの差異もなく、しかもその間の転換が認められることになると両者を登記上区別して公示する意味はないというのがその立法趣旨である(松岡(誠)・前掲二四五頁)。
- (13) 田中(誠)・前掲書一六〇頁。
- (14) 味村「改正商法逐条解説」商事法務三八五号一七頁。
- (15) 田中(誠)・前掲書一六〇頁。
- (16) 松岡(誠)・前掲二四四頁。

### 三 会社の決定による転換

株主の請求による個別転換にくらべて、会社の決定による一斉転換を認めることには、おおいに意味があるといえる。すなわち、これが認められれば、額面株式と無額面株式の双方を発行している会社が、会社の決定によって、いずれか一方にまとめることができ、株式構成を単純化することが可能となる。また、額面株式を発行している会社が額面株式を分割するのに額面の引下げを要すると解すれば、<sup>(1)</sup>定款所定の額面を変更するための株主総会の特別決議（商一六六一・三四二一・三四三）が必要であるが、その会社が会社の決定により額面株式を無額面株式に一斉転換しうるとすれば、転換後は、取締役会の決議だけで株式分割をなしうることとなるから（商二九三ノ四一）この実益は大きいといえる。また会社の決定による額面・無額面株式の一斉転換を認めることは、株主の請求による個別転換を認めるよりも、両者の株式の同一性を広く認識させる効果を期待しうる。そこで、昭和四一年の改正法のとくも、実業界は会社の決定による一斉転換を認めることを要望していたが、前述のごとく右改正法は会社の決定による一斉転換に関する定めを設けなかったため、会社の決定による一斉転換の可否は昭和四一年の改正法のもとではもっぱら学者の解釈に委ねられていた。商法が株主の請求による個別転換だけについて規定していることや株券引換えの手續に関する規定がないことなどを根拠にこれを否定する見解もあつたが、<sup>(2)</sup>多数説は、額面株式も無額面株式もその権利内容に変わりはなく、また会社は額面株式または無額面株式のいずれか一方だけを発行すると定めることもできるから、定款変更の特別決議により、その発行済の額面株式を無額面株式に、または無額面株式を額面株式に一斉転換することができると解していた。<sup>(3)</sup>さらに、取締役会の決議で一斉転換をなしうると解する学説もあつた。<sup>(4)</sup>昭和五六年の改正法は会社の決定による一斉転換の実益の大きいことを認め、一定の条件のもとに、

会社が取締役会の決議により発行済額面株式を無額面株式となし、または無額面株式を額面株式となしうる旨を規定した（商二二三・Ⅲ）。しかし、この規定は改正試案の定めのように一斉転換だけを認めているわけではないから、転換の対象は必ずしも発行済株式の全部である必要はなく、たとえば数種の株式を発行しているような場合には、普通株についてのみ転換するというように、会社はある種類の株式についてのみ転換を行なうこと（部分転換）も可能である<sup>(6)</sup>。会社の決定による転換の場合には、株主の請求による個別転換の場合と異なり、会社が額面株式・無額面株式の双方を発行していることを必要としないが、現に、額面株式だけ発行しており、かつ定款に額面株式のみを発行する旨の規定のある会社において、取締役会決議により、発行済株式を無額面株式に転換するには、総会の特別決議により定款を変更してこの規定を削除し、転換後の株式を発行しうるようにする必要がある<sup>(7)</sup>。しかし、会社は、転換後の株式の発行を可能にすればよいのであって、定款で会社の発行する株式を転換後の株式に限定する必要はない。したがって、定款で会社の発行する株式をとくにいづれか一方の株式に限定せず、額面株式と無額面株式の双方を自由に発行しうるようにしている会社の場合には、定款変更の必要はない<sup>(8)</sup>。また、額面株式を発行してきた会社の定款には、額面株式一株の金額の記載があるが（商一六六一・4）、会社が額面株式を無額面株式に一斉転換したからといって、定款を変更して一株の金額の記載を削除する必要はない<sup>(9)</sup>。しかし、定款に額面株式一株の金額の定めのない会社が無額面株式を額面株式に一斉転換する場合には、定款を変更して、一株の金額を定款に定めなければならない<sup>(10)</sup>。

会社の決定による転換を認めることについては、株主は自己の取得する株式が額面株式か無額面株式かを知って株式を引き受けまたは取得するのが普通であるから（商一七五Ⅱ・2・一六六一・6・一七五Ⅲ・1・二八〇ノ六・3・二八〇ノ二・1・2・8〇ノ一四・1・二二五参照）その意に反して、自己の有する株式を他の株式に転換されることを認めるのは

妥当でないとの批判が予想される。しかし、額面株式と無額面株式では株主の権利内容に何等の差異はない以上、株主は自己が知り得た株式を維持することに保護されるべき利益はないから、このような批判は失当である。<sup>(11)</sup>

会社の決定による転換の場合には、前述の株主の請求による個別転換の場合のように、定款に別段の定めがないことが、その要件とはなっていない。しかし、定款で別段の定めを設けることは差支えなく、定款に会社の決定による一斉転換を禁止する旨の規定があれば、定款変更によってこの規定を削除した後でなければ一斉転換をなしえないと解する。<sup>(12)</sup>

会社の決定による一斉転換を認める主な実益は、前に一言したように、額面株式を発行している会社の株式分割を容易ならしめて、業績が良いため株価が高騰している会社の株価を引き下げ、その市場性を高めることにあるとみられるが、このようにみるのは、額面株式を分割するには額面の引下げを要すると解し、それには定款所定の額面を変更するための株主総会の特別決議が必要であると考えるからである。ところが、この点については、資本と株式との関連が切断された商法の下においては、資本が株金総額を上回ること（たとえば法定準備金を資本に組み入れて株式を発行しない場合や会社が利益をもつて株式を消却した場合など）はもとより、資本が株金総額を下回ること（たとえば株金額および株式数はそのままにおいて資本を減少する場合も差し支えないとする立場から、額面株式について額面を引き下げることなく取締役会の決議のみで株式分割をなしうるという見解がある。<sup>(13)</sup>昭和五六年改正法は準備金の資本組入による新株の無償交付（商二九三ノ三Ⅱ）のほかに新たに額面株式の券面額を超える資本組入分についての新株の無償交付を認めていること（商二九三ノ三ノ二）、券面額の最低限に関する制限を撤廃し（商二〇二参照）、額面株式の場合の資本構成の基準も無額面株式と同様、株式の発行価額に求めていることなど（商二八四ノ二Ⅰ）を考えると、改正法のもとでは、この見解を採る場合の支障は従来より少なくなったといえるが、改正法のもとでも、<sup>(14)</sup>  
<sup>(15)</sup>

株金総額には資本額の最低限を画する機能が依然として認められているから(商二八四ノ二II)、資本と株式の不一致は資本が株金総額を上回る形でしか商法は認めていないと考えるのが正当であり、資本が株金総額を下回ることを認める如上の見解には賛成できない。したがって、改正法のもとにおいても資本が株金総額を下回る結果となる株式分割は許されないと考<sup>(16)</sup>える。また、額面株式を発行している会社が無額面株式を追加発行する方法で株式分割を行なうことを否定する理由はないと解し、この方法によれば、額面株式を発行している会社の株式分割も券面額を変更しないで行なうことが可能であるとする見解がある。この方法には、資本が株金総額を下回るとい<sup>(17)</sup>う問題はないが、この方法によるときは会社に額面株式と無額面株式が併存することになり、株式構成は複雑となる。これに対し、会社の決定により額面株式を無額面株式に一斉転換したうえで株式分割を行なう方法には、資本が株金総額を下回るとい<sup>(18)</sup>う問題もないし、額面株式と無額面株式とが併存して株式構成が複雑となるという問題も生じない。

(1) 従来は額面株式の額面の最低限は五〇〇円と定められていたので(昭和五六年改正前商二〇二II)、この最低限の制約を受けることも額面株式を発行している会社の株式分割の困難性の理由の一つに数えられていたが、昭和五六年改正法は成立後の会社については額面の最低限の制約を撤廃したので(商一六六II、二〇二参照)、この理由もはや成り立たなくな<sup>(19)</sup>った。

(2) 鈴木・新版会社法(全訂一版) 八〇頁、味村・改正株式会社法八八頁、大坪「額面株式と無額面株式間の一律転換の可否」(商事法務五〇五号九頁、昭和四年五月三〇日付民事申五四四号法務省民事局第四課長回答(商事法務五〇五号七頁))。

(3) この説は、転換の効力を生ずる時期については二つの見解に分かれており、一つは会社が定款変更の決議をしたときにその効力が生ずるとする説(大隅・今井・新版会社法論上二六二頁、石井・鴻・会社法一卷一七五頁、田中(誠)・全訂会社法詳論上三三六頁)、他の一つは定款変更の決議だけでは転換の効力は生ぜず、株券の変更を要し、株券提供手続をとったときにその効力を生ずるとする説(鈴木ほか「座談会・商法の一部改正について」(ジュリスト二九号七九頁(鈴木発言))であった。

(4) 北沢・前掲一四二頁。

(5) 株式制度に関する改正試案第一の五。

(6) 竹内・改正会社法解説七九頁。

(7) 北沢・前掲一四二頁、竹内・前掲七九一八〇頁。

- (8) 北沢・前掲一四二頁。
- (9) これは、額面株式一株の金額を定款に記載してある会社が、設立に際して無額面株式のみを発行し、新株も無額面株式のみで発行して会社の発行する株式総数の枠に達しても、なんら差し支えないのと同様の理である(北沢・前掲一四二頁)。
- (10) 北沢・前掲書一三九頁。
- (11) 北沢・前掲一四二頁。
- (12) 北沢・前掲一四三頁。
- (13) 株式分割は主にこのような目的で利用されるが、このほか株式の分散(株式が分散すれば企業を支配するに必要な株式数は少なくてすむ)、新株発行の容易化、利益増加の隠蔽(一株当りの配当額を据置きまたは減少しながら増配の実をあげる)により利益増加を目立たないようにする)、合併・買収などを行なうための準備工作などにも利用されることがある(大隅「準備金の資本組入と株式分割」株式会社法講座四卷一四〇七頁)。
- (14) 大隅・前掲一四〇九頁、石井・会社法下(商法Ⅲ)二七三頁。
- (15) 従来準備金の資本組入による新株の無償交付は実質的には株式分割と解されながら、それが資本の増加をとらう点で資本と無関係になされる株式分割とは異なるとされていた。しかし、改正法のもとでは新たに額面超過額の資本組入分について新株を無償交付する制度が認められ、この場合には、発行済株式の数の増加が資本の額に影響を与えない(無償交付の前後において資本金額には変更を生じない)し、また券面額の変更もありえないからこの制度が認められる以上、券面額の引き下げを伴わない株式分割を認めてもよいことになりそうである。この点を捉えて改正法上では券面額を変更しない株式分割を認めることについての支障はほとんどなくなったと解する説(服部「額面株式と無額面株式に関する改正とその影響」商事法務九一九号八頁)もある。
- (16) 竹内・注釈会社法(6)三五二頁、北沢・前掲一四四頁参照。
- (17) 竹内・前掲三五四頁。
- (18) 北沢「額面株式・無額面株式の一斉転換」ジュリスト増刊商法の争点四二頁。

#### 四 相互転換の制約

株主の請求による転換の場合も、会社の決定による転換の場合も、額面株式を無額面株式に転換するのは無条件に可能であり、特別の制約は存しないが、無額面株式から額面株式への転換を行なうには、資本の額が額面株式の

株金額に発行済株式総数を乗じた額以上であることが必要とされている（商二二三三）<sup>(1)</sup>。

額面株式を額面未満で発行すること（割引発行）は資本充実を害するので法はこれを禁じているが（商二〇二二）、無額面株式から額面株式への転換を無制限に認めると、無額面株式を額面株式の額面未満の価額で発行した後にこれを額面株式に転換させることによって、額面株式を割引発行したのと同一の結果が容易にえられることとなり、割引発行禁止の潜脱となるので、これを防止するために、このような制限を設けたと一般に説明されている。<sup>(2)</sup>ところで、理論上このような制限を設ける必要があるか否かについては従来学説は分かれていたが、<sup>(3)</sup>昭和五六年改正法のもとでも、同様な議論は予想される。額面株式が著しく無額面株式化したとはいえ、額面株式の株金総額に資本の額の最低限度を画する機能が認められている（商二八四ノ二II但書）ことを根拠に、改正法のもとでも株金総額が資本の額を超えることは認められないとする立場は、このような制限は合理的であるとしてこれを肯定するであろう。<sup>(4)</sup>額面株式の場合も無額面株式の場合と同様に原則として株式の発行価額が資本を構成すること（商二八四ノ二I）、転換があっても資本の額に変更がないこと（商二八四ノ二IV）などを重視し、すでに発行価額全額の払込がある以上、形式的には株金総額が資本を超えても、実質的には資本の充実を害することはないと考える立場は、このよう制限は無意味なものとしてこれを否定するであろう。<sup>(5)</sup>たしかに額面株式と無額面株式との相互接近をできる限り図っている改正法のもとでは、このような制限を設ける実質的意義は従来よりかなり稀薄化したといえるが、一方において、額面株式の割引発行は依然として禁止されており（商二〇二二）、また、株金総額に資本の額の最低限度を画する機能を認めていることを考えると、改正法が株金額から資本充実のための枠としての役割を全く奪ったと考えることはできず、資本の額が株金総額を下回ることを認めない立場を法は堅持していると解する以上、このような制限は必要であると考える。したがって、無額面株式を額面株式の額面未満の価額で発行した会社や、無額

面株式を額面株式の額面以上の価額で発行してもその発行価額のうち額面未満の額だけを資本に組み入れた会社(商二八四ノ二II参照)では、法定準備金の資本組入(商二九三ノ三I)や、額面超過額の資本組入(商二八四ノ二I・II参照)などによって上述の要件が満たされたのち、はじめて無額面株式から額面株式への転換をなすことが可能となる。<sup>(6)</sup>このように資本の額が株金額に発行済株式総数を乗じた額にみたないときでも、準備金または額面超過額を資本に組み入れて転換を可能にすることができ、その場合にも資本組入分は資本組入分として残る。そこで転換がなされた後にこの資本組入分について株式を発行することが可能かどうかが問題となる。準備金等の資本組入による株式の発行は、資本組入と同時に決定されることを要しないとの解釈を前提としてこれを肯定するのが一般的な見解であるが、このように解すると、上述の制約は一時的な制約にすぎないことになり資本の額が株金総額を下回ることを認めない商法の立場を恒久的に貫ぬくことができなくなる。したがって、このような場合の、資本組入分についての株式発行は許されないと考えたい。

- (1) この要件は、既に昭和五六年改正法前の商法のもとでも認められていた(旧商二二三II)。改正法は規定の位置をII項からIII項へ移し変えたにすぎない。
- (2) 松岡(誠)・前掲二四五頁、北沢・前掲二三九頁、田中(誠)・前掲書二六一頁など。
- (3) 肯定的見解を示すものとして北沢・前掲二三九頁、田中(誠)・前掲書二六一頁など。否定的見解を示すものとして大隅(忠)・今井新版会社法論上二六一頁、鴻「額面株式と無額面株式」ジュリスト六四六号一八頁、服部・会社法通論三五頁など。
- (4) 北沢・会社法(新版)一四四頁。
- (5) 服部・前掲六頁、蓮井・基本法コンメンタール(新版会社法I)一四八頁参照。
- (6) 北沢・前掲書一四四頁。
- (7) 大隅・会社法論中三二二頁、松田(鈴木(忠)・条解株式会社法四四三頁。
- (8) 松岡(誠)・前掲二四五頁。

## 五 相互転換と株券交換の要否

前に一言したように、額面株式と無額面株式の相互転換に関し、昭和五六年改正法は会社の決定による一斉転換・部分転換および株主の請求による転換を認めているが、これらの場合に株券の交換を要するか否かの問題については、転換を認める立法趣旨がそれぞれ異なるので、場合を分けて考察する必要がある。

会社の決定による一斉転換の場合は、株券の交換を要しない<sup>(1)</sup>。なぜなら、この場合の転換は前に一言したごとく会社の必要性に基づいて行なわれるものであるから、画一的に処理されることを要するが、株式併合の場合（商三七七I、二九三ノ三ノ四、四一六III）や定款を変更して株式譲渡制限の定めを新設した場合（商三五〇I）のように株券交換を強制する規定がないという形式的理由のほかに、この場合には転換後の株式は、額面株式、無額面株式のどちらかに統一されるから、株券に株金額の記載のある無額面株式や株券に株金額の記載のない額面株式の流通を認めても無用の混乱を生ずるおそれがないと考えられるからである<sup>(2)</sup>。この結果、現在の事実を表示していない株券の流通を認めることになるが、このようなことは会社の商号や発行する株式総数（商二二五I・3）の変更があった場合にも生じうるのであって、株券が非設権証券であり、文言証券ではない以上理論的に肯定されて差し支えない。また、この場合には、転換前の株券はそのまま転換後の株式を表章する株券として流通し、会社が新株券を交付するような事態はほとんど考えられず、したがって一個の株式について二重に株券が発行されるといふ不都合もほとんど生じないと思われる。これに対し、会社の決定による部分転換の場合にも株券の交換を要しないと解することは問題である。なぜなら、この場合には一斉転換の場合と異なり転換後の会社には額面株式と無額面株式の両者が併存することが予想されるからである<sup>(3)</sup>。すなわち、証券上の記載と異なる株式の流通を額面・無額面株式両者

が併存する場合にも認めると、たとえば、株券上に一株の金額の記載のある株券が額面株式を表章するものと無額面株式を表章するものの二種類あることになり、株券上の記載からはそのどちらであるか判別することができず、無用の混乱を生ずるおそれがあり、そのようなことは商法二二五条の規定に照らし許されないと考えるからである。もっともこの点については、一枚の株券が額面株式と無額面株式の両者を表章することも可能であるとの考え方に立てば<sup>(5)</sup>、如上のことも肯定しえようが、この考えは立法論としてはともかく解釈論としては無理であろう。したがって、会社の決定による部分転換の場合には、原則として<sup>(6)</sup>株券の交換を要すると考えたい。

株主の請求による転換の場合に、株券の交換を要するか、換言すれば、転換請求に株券の提出を要件とするかの問題は転換請求の規定が新設された昭和四一年以来学説の争点となっており、必要説と不要説とが対立している。

必要説は(1)株式が発行された後の額面株式と無額面株式の差異は額面が株券に表示されているか否かにあり、額面株式を表章する株券が額面の記載のないまま流通している事態を法は予想しておらず、したがって、額面・無額面株式両者の相互転換がなされる場合には、会社は転換前の株式を表章する株券を回収して転換後の株式を表章する株券を発行しなければならないと解するのが妥当であること、(2)転換株式の転換請求に関する商法二二二条ノ五の規定に準じ、これと同様に取扱うべきこと、(3)(1)の要請に基づき新株券の発行は新旧株券の引換えという形式をとることになるが、この株券引換えの確実を期するためには、株券の提出が転換請求の要件であると解するのが相当であるなどを論拠として株主が株券を提出して転換を請求したときに転換の効力が生ずるとする<sup>(7)</sup>。これに対し、株主による転換請求の意思表示が会社に到達した時に転換の効力を生じ株券の提出を必要としないとする不要説も有力であり、近時この見解に同調する学者が増えつつある<sup>(8)</sup>。この見解においては、株券が非設権的証券である性質上、その発行前に額面株式または無額面株式という株主の地位が発生しており、これが株券発行に伴ってそれに表

章されるにすぎないのであるから、株券記載の前提となる株主地位の変更請求と考えれば、株券の添付を伴わないでも、変更請求の効力を認めうるのであって、このように解すると、会社の決定による相互転換の場合に、株券の変更を伴わないで転換の効力を生ずると解するのが適當であるが、これと一貫した説明をなしうることになるとの主張がなされている。<sup>(10)</sup>

このような学説の対立情況は下級審判例にも反映し、額面株式と無額面株式の双方を発行している会社の額面株式のみを有する株主が、自己の保有する株式を無額面株式に転換するよう請求した事案において、第一審（東京地判昭和五六年三月一七日判例時報一〇一五号二二八頁）は、額面株式と無額面株式では株主の権利内容に何等の差異はないのであり、株券上の記載が額面株式となっているか又は無額面株式となっているかに重要性を有せしめる理由はなく、また、転換株式の転換の場合とは異なり、額面株式と無額面株式相互の転換の場合には、転換請求により直ちにそれまでの株券を無効とする必要はないから、額面株式と無額面株式相互の転換請求に株券の提出を要件とする根拠はとぼしいと判示して不要説を支持したのに対し、第二審（東京高判昭和五七年二月二五日判例時報一〇四〇号九二頁）は、会社は額面株式の株主と無額面株式の株主に対し、それぞれの株式に対応する別種の株券を発行することを要するというのが商法二二五条の立法趣旨であるとの解釈を前提として、転換請求の要件として株券の提出を加えることが株券の二重発行の危険を防止し、株券の流通性を保護することになること、転換請求は株主の必要によって行なわれるのであるから、その請求にあたり株券の提出を要求しても株主に格別の不利不便を強いるものではなく、また転換請求をしようとする株主の権利行使を不安定とするものではないことなどを論拠として一審判決の見解に反対し、必要説の立場を採ることを明らかにしている。<sup>(11)</sup>

前に一言したごとく額面株式と無額面株式はいずれも会社に対する割合的地位として等価値であり、株主の権利

内容になんらの差異はなく、したがって、一方から他方へ転換されても株主の権利内容になんの変更も生じない。この点において転換株式が転換された場合の効果とは根本的に異なる。また株券は非設権証券であり、しかも文言証券ではないから、株式の変更請求は株券の変更請求を意味するものでもなく、株券の記載が株主の権利内容を定めるものでもない。それゆえ、会社は株券に記載のない事実をもって株主に対抗することができるし、常に株券の記載が現在の事実を表示している必要もない。したがって、額面株式を表章する無額面株券や無額面株式を表章する額面株券の存在を一般に容認することは理論的には支障がない。この観点から、不要説は、株主の請求による額面株式と無額面株式の相互転換の場合にも、会社の決定による一斉転換の場合と同様に株券の提出を不要と解している。しかし、株券提出の要否について、右の観点から判断を下すのは妥当ではない。

おもうに、株主の請求による額面株式と無額面株式の相互転換に際しての株券提出の要否は、転換により株主の権利内容にはなんの変更も生じないのに、それでもなお株主に転換請求を認めた商法二二三条の立法趣旨に即して判断されるべきである。<sup>(12)</sup> その趣旨は前に一言したように、主として額面株式と無額面株式の両者を有する株主が持株を取引単位にまとめるためなどの理由からその双方の株券を併合できるようにする点にある。この趣旨に即して考えれば、転換請求する株主としては、併合後の株券（新券）を入手してはじめて転換請求の目的を達成しえたことになり、かりに転換の意思表示だけで転換の効力が生ずるとしても、その段階では株主の意図は充足されていない。ところで、株券の併合は、さきに発行されている株券（旧券）を回収し、同時に併合後の株券（新券）を作成・交付するものであるから、株主の請求には当然旧券の提出を伴わなければならないと解されている。<sup>(13)</sup> 上述のごとく、株主による額面・無額面株式の相互転換請求は株券併合のための前提措置として株主に認められたものである以上、その請求に際し株券の提出を要すると解するのが、株券併合の場合の取扱と整合性ある考えかたといえるし、<sup>(14)</sup>

株券引換の確実を期するという点からいっても妥当な見解といえる。そして、このように考えても転換請求する株主に對し、その権利行使を不安定にするものでないことは前掲二審判決のいうとおりである。このように株券の提出を要するとする解釈は、商法二一三条の立法趣旨から当然に導き出されるのであつて、転換株式の転換請求手続規定（商二二条ノ五）の類推適用によるものではない。また、右の解釈は、株券の非設権証券性と矛盾するものでもない。

このように、私は株主の請求による額面・無額面株式の相互転換については、株券の提出を要すると解するが、この見解は、会社の決定による一斉転換を認めた昭和五六年改正法のもとでも、そのまま妥当すると考える。なぜなら、前にも一言したごとく、改正法が従来の制度のもとでは株主の請求による転換の必要性は乏しいことを認めながら、株主による転換請求の制度をあえて維持しているのは（商二二三Ⅱ）、新たに採用した単位株制度との関連において、単位未満の額面株式と単位未満の無額面株式とを有する株主がこれらを併せて単位株券の発行を請求するような場合の必要性を配慮したためであるからである。すなわち株主による転換請求制度の立法目的の中心は、今日では従来の株券併合の必要性から単位株券取得の必要性に移り変わったといえるが、単位未満株式について株券が発行されている場合には、<sup>(15)</sup>会社は一単位に相当する数の単位未満株券を回収してはじめて単位株券を発行することができると解するからである。<sup>(16)</sup>

今日、額面株式と無額面株式の相互転換が行なわれる場合に、それが会社の決定による一斉転換か部分転換か、または株主の請求による転換かにより株券交換の要否に差異を認める上述のような見解に對しては、不要説からの一貫性に欠けるとの批判が予想される。しかし、それぞれの場合において、前述のごとく転換を認める立法趣旨（会社の必要性によるものか、株主の要望によるものか）、および、それによって生ずる結果（転換後の株式が額面株式、無

額面株式のどちらかに統一されるか、両者が併存するか)に差異がある以上、これに対応した解釈をすることが合理的である<sup>(17)</sup>と考える。

- (1) 通説である。稲葉・前掲一六頁、元木・前掲書五九頁、蓮井・前掲一四八頁、北沢・前掲書一四〇頁、田中(誠)・前掲書二五八頁。これを疑問視するものとして高鳥「額面株式と無額面株式の区別」(改正会社法の基本問題所収)三五頁。
- (2) 株券交換を要しない理由として一般には前述の形式的理由しか挙げられていないが(稲葉・前掲一六頁、蓮井・前掲一四八頁、堀口「額面株式と無額面株式との間の転換」(改正会社法詳説所収)三二頁)、それだけでは不十分である。なお吉井「額面株式・無額面株式の相互転換請求と株券提出の要否」昭和五十六年度重要判例解説(ジュリスト増刊)一〇〇頁参照。
- (3) 数種の株式を発行している会社が、普通株についてのみ転換するといふように、ある種類の株式の全部について転換する場合や、特定の単位未満の株式を転換する場合などが会社の決定による部分転換の例として考えられる。
- (4) 商法二二五条が株券の記載事項を定め、額面株式については一株の金額の記載を要求している以上、会社が額面株式と無額面株式の双方を発行している場合にまで額面株式を表章する株券が一株の金額の記載のないまま流通することを認めるのは無理である。
- (5) 北沢・前掲一三八頁。
- (6) 数種の株式を発行している会社が、ある種類の株式の全部について転換を行なった場合には、転換を行なった種類の株式については、転換後は額面株式・無額面株式の両者が併存することはないから、この場合の株券交換の要否については、会社の決定による一斉転換の場合と同様に考えてよいと思われる。
- (7) 味村・前掲書九〇頁、松岡(誠)前掲二四四頁。北沢・会社法一三八頁、石井||鴻・会社法一巻一七四頁、大隅||今井・新版会社法論上二二〇頁。
- (8) 田中(誠)・前掲書二六三頁。
- (9) 堀口・前掲三二頁、北沢・前掲書(新版)一四五頁。なお北沢教授は今回の商法改正を機に改説された。
- (10) 田中(誠)・前掲書二六三頁。
- (11) 本判決(二審判決)の内容と評釈については阪登「株主の請求による額面株式と無額面株式の転換と株券提出の要否」(判例研究)金融・商事判例六六八号五五頁以下参照。
- (12) 吉井・前掲九九頁。
- (13) 橋本「株券の変更」株券ハンドブック二〇三頁。
- (14) 吉井・前掲一〇〇頁。

(15) 商法改正附則一八条一項参照。

(16) なお、単位株制度を採用していない会社においても、株主による転換請求は認められるから、改正法のもとでも株券併合の必要性の配慮がなされていることは否定できない。

(17) 吉井・前掲一〇〇頁。

## 六　む　す　び

以上に検討してきた問題についての私の主な主張点はつぎのとおりである。

一 会社の決定による転換か株主の請求による転換かを問わず、無額面株式を額面株式に転換する場合に必要とされる現行法二二三条三項の制約は、資本の額が株金総額を下回ることを認めない商法の立場を示すものとして合理的である。そして、その趣旨を貫徹するためには、右の要件をみたすべく会社が準備金等を資本に組み入れて転換を行なったのちも資本組入分についての株式発行は許されないと考えるべきである。

二 会社の決定による一斉転換の場合には、株券の交換を要しないが、会社の決定による部分転換および株主の請求による転換の場合には株券の交換が必要である。